## 「寛永行幸四百年祭」実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「寛永行幸四百年祭」実行委員会(以下、「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「寛永行幸四百年祭」の実施を通じた「寛永行幸」及び「寛永文化」の普及・ 啓発や二条城の新たなブランドの確立等により、京都をはじめとする日本の伝統文化の継承や担い 手の育成、伝統産業の振興等をつなげ、「文化と経済の好循環」を実現し、その全国のモデルケース を創出することを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1)「寛永行幸四百年祭」に関する事業
- (2)「寛永行幸」「寛永文化」を通じた日本文化の普及・啓発や「文化と経済の好循環」の実現に向けた事業
- (3) その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会は、文化庁連携プラットフォームの構成団体の内、第2条に定める目的に賛同する団体及びその関係機関等により組織する。

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の役員を置く。
- (1)委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 1名
- 2 委員長は、京都府文化政策室長をもって充てる。
- 3 副委員長及び監事は、委員長が指名する。
- 4 実行委員会にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、第2条に定める目的の達成に 必要な協力等を行うものとする。

(役員の職務及び任期)

- 第6条 役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 委員長は、実行委員会を総括し、代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計その他事務を監査する。

- 2 役員の任期は、第14条の規定により実行委員会が解散するまでとする。
- 3 前項の規定に関わらず、委員等がその属していた団体で役職等の異動があった時は、委員長に報告のうえ、その役職等の新任者が委員等を引き継ぐものとする。

(プロデューサー)

- 第7条 実行委員会にプロデューサーを置く。
- 2 プロデューサーは、実行委員会が委嘱する。
- 3 プロデューサーの任期は、第14条の規定により実行委員会が解散するまでとする。
- 4 プロデューサーは、実行委員会と緊密に連携し、「寛永行幸四百年祭」の諸事業を計画・立案し、 実施をサポートする。

(会議)

- 第8条 実行委員会の会議は、役員および委員を持って構成する。
- 2 会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長は委員長があたる。ただし、必要に応じ書面等により回 議し、審議、決定することができる。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。前項に規定する書面による会議を開催 する場合は、議決権行使書の提出をもって出席に代える。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 会議に付議する事項は、次の号に掲げるとおりとする。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 事業報告及び決算に関すること
- (4) その他実行委員会が必要と認めた事項に関すること
- 6 議事は、出席した委員の過半数で決することとする。

(ワーキンググループ)

- 第9条 実行委員会は、「寛永行幸四百年祭」の諸事業を円滑かつ効率的に進めるために、必要に応じて複数のワーキンググループを置くことができる。
- 2 各ワーキンググループは、定期的に連絡会議を開催し、各事業の進捗状況の共有や、事業間の連携 方策の検討等を行う。

(事務局)

- 第10条 実行委員会の運営等の事務を円滑かつ効率的に処理するため、事務局を京都府文化政策室 に置く。
- 2 事務局は、委員長が別に定めるところにより、第2条の目的を達成するための事業に関する必要な事務を処理する。

(経費)

- 第11条 実行委員会の経費は、補助金・助成金、その他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第12条 出納その他会計事務については、委員長が別に定めるところによる。

(監査)

第13条 監事は、実行委員会の決算について監査し、実行委員会に報告しなければならない。

(解散)

第14条 実行委員会は、その目的が達成された時、実行委員会の議決により解散する。

(その他必要な事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年8月4日から施行する。